

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和6年4月17日開催 信託協会]

1. 顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果(中間報告)

- 4月3日に、「顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果(中間報告)」を公表した。
- 今事務年度は、外貨建一時払保険、仕組預金、仕組債、外貨建債券といった幅広いリスク性金融商品の販売状況を着眼点として、検証・対話を実施しているが、この中間報告では、外貨建一時払保険と仕組預金の検証結果を取り上げている。
- 外貨建一時払保険における態勢面の課題については、詳細は省略するが、同保険は長期運用前提で組成されているにもかかわらず、4年間で6割の解約等が発生している他、解約等に伴い発生する費用が利幅を低下させている状況が窺える。
特に、ターゲット型保険のほとんどが、目標値に到達すると解約され、同時に同一商品を同一顧客に販売する乗換販売（顧客にとっては、販売手数料等を二重支払い）が多数発生している。販売会社（銀行等）と組成会社（保険会社）との間で連携を強化し、目標値到達前に目標値の変更（引き上げ）も含めて顧客意向を確認するなど、商品販売後も丁寧にフォローアップしていただきたい。
- また、仕組預金（外貨償還特約付預金）については、検証を行った商品の多くでトータルリターンがマイナスとなっているものの、実質的な議論なく導入が判断されているほか、リスク特性を理解していない懸念がある知識・投資経験が乏しい顧客にも販売されている状況にある。
- 経営陣におかれては、中間報告を確認いただき、リーダーシップを発揮して、顧客本位の業務運営の確保に向けた取組みについて改善を進めていただきたい。

(注) 最終報告は、6月末日途に公表予定。

2. Japan Fintech Week 開催報告

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、3月4日～8日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2024」を初開催した。
- 自治体や業界団体、大使館等と連携し、40を超えるフィンテック関連イベントが集中的に開催されたことで、地方や海外を含め多くの方が Japan Fintech Week 2024 に参加し、多面的な議論とネットワーキングが行われた。
- また、中核イベントとして開催した FIN/SUM 2024 も、Japan Fintech Week 2024 との同時開催の効果もあって、過去最大規模の参加者数になった。国内外のフィンテック事業者や金融機関、投資家等のステークホルダーの連携強化の機会となったのではないかと思う。
- 各金融機関には FIN/SUM 2024 をはじめとして、多くのイベントへの参加や支援をいただいたと伺っている。初開催にもかかわらず「Japan Fintech Week 2024」を充実したものとすることができ、協力に感謝申し上げる。
- 来年も、3月3日～7日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を、うち4日～7日に「FIN/SUM 2025」を開催予定。
- 各金融機関のビジネス機会の更なる拡大や課題解決に資するようなイベントに育てていければと思っており、2024 年以上に連携を強化させていただければ幸い。

3. マネロン等対策に係る態勢整備結果の報告及び実態調査

- 「マネロンガイドラインに基づく態勢整備」については、2021 年4月の要請から3年が経過し、先月末に対応期限を迎えたところ。
- こうした3年間の態勢整備状況については、「対応結果の報告」として、今月末を期限に報告を求めているところであり、マネロンガイドライン、同FAQ等に基づき、経営陣のリーダーシップの下でしっかりと自己点検を行った上で、忠実かつ詳細に報告いただきたい。
- また、本報告とは別に、マネロン等リスクの把握のため、各金融機関の取引データ等の報告を業法に基づき、年次でお願いしているところであり、本年も、3月28日付で報告様式を送付したので、5月末までの提出をお願いしたい。金融庁としては、報告されたデータ等を集計・分析し、各金融機関

等のマネロン等リスクに応じた検査・モニタリングを実施してまいりたい。

4. マネロン等対策の観点からの信託取引の透明性確保

- 2023年6月の「犯罪収益移転防止法に関する留意事項」改訂を踏まえた対応状況、及び受託者としての地位の開示状況に関して、一部金融機関に対し実態把握を行った。
- 実態把握の結果、「留意事項」改訂を踏まえた対応状況については各社共に、信託取引の透明性確保の重要性を認識した上で、商品形態や取引形態の特性などを踏まえたリスクベースで対応していることを確認した。
- また、受託者としての地位の開示状況についても各社共に、他の金融機関に不動産を信託する場合など、各社自身が受託者として取引する場合に、適宜に自身の地位を開示していることを確認した。
- 今後も、信託取引の透明性確保の観点から引き続き、顧客のリスクに応じて取組を進めていただくとともに、各社が信託取引上の受託者としての取引を行う際においても、取引目的を適切に申告いただきたい。

5. Japan Weeks 及び資産運用フォーラムについて

- 政府として推進する国際金融センターや資産運用立国の実現に向けた取組みの一環として、2023年秋に初めて「Japan Weeks」を開催し、海外の投資家や資産運用会社等が参加する様々なイベントが開かれた。
- 引き続き、海外投資家等とのコミュニケーションを強化するため、本年秋に、2回目となる「Japan Weeks」を開催する。9月30日から10月4日の5日間をコアウィークとし、前後の週を含め、様々なイベントが開催される予定。
- また、この期間中の10月3日に、「資産運用フォーラム」を立ち上げ、関連するイベントを開催する。このイベントでは、2023年末に取りまとめた「資産運用立国実現プラン」の各施策に加え、新興運用業者やサステナブルファイナンスなどについて意見交換を予定。
- 今後、特設サイトも開設予定のところ、各金融機関におかれては、既に申し上げた資産運用フォーラムへの参加も含め、Japan Weeks 中のイベント開

催・参加等について、今月中にも、具体的な方法を金融庁総合政策課が関係協会と相談させていただきたいと考えているので、ぜひ協力いただければ幸いである。

6. 金融経済教育推進機構について

- 金融経済教育の充実について、国全体として、中立的な立場から、金融経済教育を受ける機会を国民に広く提供するという目的の下、金融経済教育推進機構が、4月5日に設立された。ここに至るまで、協会におかれては、大変な協力を賜り、誠に感謝申し上げます。
- 金融庁及び機構においては、現在、8月の本格稼働を目指し、認知度向上に向けた周知広報、講師派遣の受付開始準備、認定アドバイザーに関する申請の受付開始準備などを進めている。また、今後の業務運営方針等については、4月25日の第1回運営委員会後に、機構より発表されると承知している。
- 同機構を中心に、地域間格差を生まないよう国全体に広く金融経済教育を抜本的に拡充させるとともに、金融トラブルの未然防止及び対応策等も含めた幅広い分野の教育を提供し、国民の金融リテラシー向上に取り組んでいく。とりわけ職域教育の充実を図るためには、会員各行から取引先企業に機構の活動を周知し、繋いでいただくなどの連携・協力をお願いしたいと考えている。従業員向けの金融経済教育の提供は、取引先企業の企業価値向上にも資する取組みであると考えているため、ぜひよろしく願いしたい。

7. 金融行政モニター制度について

- 金融行政モニター制度は、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直なご意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接お届けし、金融行政に反映させる仕組みとして運用しており、2024年で9年目を迎える。
- 令和5年は47件のご意見を受け付けており、

- ・ 保険募集等における特別利益の提供の禁止
 - ・ 日本に拠点を持たない無登録の暗号資産交換業者に対する規制などに関するご意見があった。
- 重要なことは、受け付けたご意見をただこなすのではなく、丁寧に対応し、個別案件の対応に限らず、金融行政の改善に繋げる観点から前向きに対応することであると考えている。この点で、改善点等お気づきの点があれば教えていただくと幸い。金融行政モニター制度を信託協会傘下金融機関及びその職員に周知願いたい。

8. FATF 勧告 16（クロスボーダー送金）改訂案市中協議の開始について

- 金融活動作業部会（FATF）では、2月末にクロスボーダー送金の透明性に関して、勧告 16 改訂案の市中協議を開始した（5月初め期限）。
- これは、送金のコスト減、スピード向上、透明性向上、金融包摂の実現の観点からクロスボーダー送金を改善するための、G20・FSB を中心とする取組みの一環として、主に送金の透明性向上の観点から、必要なマネロン対策等の確保を狙ったもの。
- 改訂の内容は、決済におけるビジネスモデルの変化等を踏まえ、①送付人・受取人情報に関する通知情報の内容及び質の改善、②主に資金移動業者やカード会社を念頭にした、same business, same risk, same rule の原則の徹底による AML/CFT 対応の確保、といったものになっている。
- 金融庁としては、クロスボーダー送金の改善について、国際的に目標とされている、送金のコスト削減、スピード向上、金融包摂の実現という、それぞれの政策目的と並んで、マネロン対策等による透明性の向上も重要なものと考えている。今回の改訂案は技術的かつ複雑な論点が多く、また影響を受ける利害関係者も多岐にわたることが予想されるため、市中協議の期間が通常よりも長く設けられている。各金融機関の意見もよく聞きつつ、最終化に向けた議論に参画していきたい。

9. 「NGFS シナリオの活用方法に関する調査」の公表について

- NGFS (Network for Greening the Financial System) シナリオは、国内外で実施されている多くの気候シナリオ分析に、直接採用或いは参照されており、気候リスク分析において重要な役割を果たしている。
- NGFS では、2020 年 6 月に初めて気候シナリオを公表して以来、中長期的なものを含む炭素価格やエネルギー消費量といったデータをシナリオ毎に提供し、シナリオの更新や加除を行ってきた。2023 年 11 月には、第四版として、世界全体で 2050 年に GHG 排出量を正味ゼロに抑えるシナリオ (Net Zero 2050) を含む 7 つのシナリオを公表している。
- 金融庁では、2021 年度より、気候変動関連リスクに係る NGFS シナリオに関する調査を行い、シナリオの代表的な更新点の解説を行っている。
- 2023 年度の調査では、NGFS シナリオ第四版における重要な変数に係る更新点の解説を行った。具体的には、ポストコロナの経済回復などの要因による足元の排出量の増加と、将来の炭素除去技術の導入量が保守的に見直され、「Net Zero 2050 シナリオ」において、炭素価格 (シャドウプライス) の上昇等の移行リスクの高まりが見られた。また、物理的リスクについては、シナリオの不確実性が高く、継続的な更新の余地があるが、干ばつ、熱波、洪水、熱帯低気圧が GDP に与える影響の確率論的な推計値が国別に提供されるようになった。
- 本調査では、さらに、委託事業者が、定量的なリスク分析に留まらない金融機関のシナリオ分析の活用事例を調査し、NGFS シナリオの活用方法を検討している。
- 本調査が広く金融機関の経営層やリスク管理担当者に周知され、金融機関のリスク分析の高度化が進むことを期待する。

10. ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止について

- 全銀協 TIBOR 運営機関 (JBATA) は、3 月 6 日にユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止の実施可否等に関する市中協議の結果を公表し、JBATA が算出・公表する金利指標のうち、ユーロ円 TIBOR の全テナー (1 週間物、1 か月

物、3か月物、6か月物、12か月物)を令和6年12月末で恒久的に公表停止することを決定した。

- 金融庁としては、これまで、ユーロ円 TIBOR 参照契約へのフォールバック条項の導入に向けた取組みが進められることを期待する旨のアナウンスや、遅くとも令和6年6月末までにユーロ円 TIBOR を参照する商品の新規取引を停止することを推奨する旨のアナウンスを行ってきた。
- また、今般の JBATA の決定を受けて、金融庁においても、ユーロ円 TIBOR の秩序ある公表停止に向けて市場参加者による適切な移行対応が進められることを期待する旨のアナウンスを行ったところ。
- ユーロ円 TIBOR 参照契約を有する金融機関におかれては、これまでの金融庁のアナウンス内容も踏まえながら、時間軸を意識した移行対応をしっかりと進めていただきたい。

11. 国連安保理決議の着実な履行について（北朝鮮関連）

- 3月20日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、令和5年7月から令和6年1月にかけての国連加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と国連加盟国への勧告を含む最終報告書を公表。
- 同報告書では、
 - ・ 北朝鮮が暗号資産関連企業等へのサイバー攻撃を継続し、外貨の獲得源としていること
 - ・ IT分野をはじめとして、在外北朝鮮労働者が北朝鮮による資金獲得に貢献していること
 - ・ 北朝鮮による石油精製品の不正輸入が継続していること等の事案概要や、必ずしも制裁対象ではないが、こうした事案に関与している疑義がある会社名や個人名、船舶の名前について記載。
- 同報告書を踏まえ、各金融機関におかれては、サイバーセキュリティ対策を徹底していただくとともに、安保理決議の実効性を確保していく観点

から、報告書に記載のある企業や個人、船舶については、

- ・ 融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認、
 - ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人等への調査・ヒアリング、
- などをしっかりと行った上で、適切に対応いただきたい。

12. 特殊詐欺捜査に係る都道府県警察との協力体制の構築について

- 令和5年中の特殊詐欺被害全体の認知件数は19,033件(前年比+1,463)、被害額は441.2億円(同+70.4億円)となっており、還付金詐欺を含めた振込型特殊詐欺(※)においても認知件数、被害額ともに前年に比べ増加している。

(※) 振込型特殊詐欺は、「還付金詐欺、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、金融商品詐欺」が大半を占める。

- 警察庁や各都道府県警から協力体制の構築について相談があった場合には、積極的に協力いただくようお願いしたい。

13. 金融庁業務支援統合システムの利用継続について

- 金融庁業務支援統合システムについては、現在、後継となる金融モニタリングシステム「FIMOS」(Financial Monitoring System)の開発を進めており、2024年5月7日からの稼働を予定しているとお伝えしていたところ。
- 足もとで、システムの修正作業に時間を要している中、決算期における金融機関等の利用環境に万全を期す観点から、当面現行システムの利用を継続し、計表提出等については現行の金融庁業務支援統合システムで受け付けることとしたい。
- FIMOSへの切り替え時期については6月以降を予定しており、FIMOS利用開始1ヵ月程度前を目途に改めて連絡する。

(以 上)